

丸三ファンドラップサービス投資一任契約約款

変更のお知らせ

平素より、丸三ファンドラップサービスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、丸三ファンドラップサービス投資一任契約約款について、下記の通り、変更させていただきます。

内容についてご確認いただき、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 変更の概要(下線部変更箇所)

現行	変更後
第 6 条（投資一任契約の成立） 1. ～ 3.（略） 4. 運用を開始するにあたっては、初回運用開始日から起算して <u>4</u> 営業日前までに当社で処理が完了している必要があります。お客様の責めに帰すべき事由により当該期日までに当社の処理が完了しなかった場合、当契約は自動的に解除されます。 当社の処理が完了している場合、初回の契約金額は初回運用開始日から起算して 3 営業日前にお客様が当社営業部支店に開設している口座（以下、「証券取引口座」といいます。）から丸三ファンドラップサービス口座に振り替えます。そのため、お客様は、初回運用開始日から起算して 4 営業日前までに証券取引口座に初回の契約金額を入金しなければなりません。<u>残高不足により振替えが行われなかった場合、</u>当契約は自動的に解除されます。（略） 5.（略） 第 11 条（投資の方法および取引の種類） 1. ～ 6.（略） 7. 組入投資信託の買付または売付の実施に際して、一般社団法人<u>日本投資顧問業協会</u>の規則に基づく「事後速やか開示」は行いません。 8. ～ 10.（略）	第 6 条（投資一任契約の成立） 1. ～ 3.（略） 4. 運用を開始するにあたっては、初回運用開始日から起算して <u>5</u> 営業日前までに当社で処理が完了している必要があります。お客様の責めに帰すべき事由により当該期日までに当社の処理が完了しなかった場合、当契約は自動的に解除されます。 当社の処理が完了している場合、初回の契約金額は初回運用開始日から起算して 3 営業日前にお客様が当社営業部支店に開設している口座（以下、「証券取引口座」といいます。）から丸三ファンドラップサービス口座に振り替えます。そのため、お客様は、初回運用開始日から起算して 4 営業日前までに証券取引口座に初回の契約金額を入金しなければならず、<u>期日までに入金がなかった場合には</u>当契約は自動的に解除されます。（略） 5.（略） 第 11 条（投資の方法および取引の種類） 1. ～ 6.（略） 7. 組入投資信託の買付または売付の実施に際して、一般社団法人<u>資産運用業協会</u>の規則に基づく「事後速やか開示」は行いません。 8. ～ 10.（略）

第12条（運用等に関する事項） 1.（1）～（2）（略） （3）積立サービス 積立サービスは、毎月15日（休業日の場合は翌営業日）を振替日とし、自動的にお客様が指定された金額（以下、「積立金額」といいます。）を証券取引口座から丸三ファンドラップサービス口座に振り替え、振り替えた積立金額から第15条に定める方法で計算した投資一任報酬を差し引いた金額で第11条第5項に掲げる「組入投資信託」の買付注文を行う付帯サービスです。積立サービスは、運用目的（ゴール）ごとに申し込むことが可能です。原則として、積立金額の運用開始日は、毎月の振替日から起算して3営業日後（休業日の場合は翌営業日。以下、「積立運用開始日」といいます。）となります。 申込時には、積立金額に加え、積立の回数または積立終了期日を指定いただき、指定した積立終了期日に積立サービスは終了します。（略） （4）（略） （5）定時定額払戻サービス （略）なお、定時定額払戻日の前営業日におけるお客様の当該運用目的（ゴール）にかかる運用資産の時価評価額が払戻金額の125%未満となった場合、減額は行いません。（略） （6）～（8）（略） 2.（1）～（2）（略） （3）増額またはゴール追加を行うには、増額運用開始日またはゴール追加時運用開始日から起算して4営業日前までに当社で処理が完了する必要があります。（略）そのため、お客様は、増額運用開始日またはゴール追加時運用開始日から起算して4営業	第12条（運用等に関する事項） 1.（1）～（2）（略） （3）積立サービス 積立サービスは、毎月15日（休業日の場合は翌営業日）を振替日とし、自動的にお客様が指定された金額（以下、「積立金額」といいます。）を証券取引口座から丸三ファンドラップサービス口座に振り替え、振り替えた積立金額から第15条に定める方法で計算した投資一任報酬を差し引いた金額で第11条第5項に掲げる「組入投資信託」の買付注文を行う付帯サービスです。積立サービスは、運用目的（ゴール）ごとに申し込むことが可能です。原則として、積立金額の運用開始日は、毎月の振替日から起算して3営業日後（休業日の場合は翌営業日。以下、「積立運用開始日」といいます。）となります。<u>なお、積立サービスを付帯した運用目的（ゴール）については、振替日から起算して4営業日前から積立運用開始日までの期間は、増額、減額（一部解約）、積立サービスの申込み（変更および解約）、運用コースの変更、異なる運用目的（ゴール）間の資金移動、解約、全解約を申込みいただけません。また、積立サービスを付帯した運用目的（ゴール）については、積立運用開始日の前後1営業日の期間は、本条第2項にかかわらず増額運用開始日を選択できません。</u> 申込時には、積立金額に加え、積立の回数または積立終了期日を指定いただき、指定した積立終了期日に積立サービスは終了します。<u>積立の回数または積立終了期日の指定がない場合、所定の申込書により積立終了期日を設定いただくまで積立サービスが継続されます。</u>（略） （4）（略） （5）定時定額払戻サービス （略）なお、定時定額払戻日の前月最終営業日におけるお客様の当該運用目的（ゴール）にかかる運用資産の時価評価額が払戻金額の125%未満となった場合、減額は行いません。（略） （6）～（8）（略） 2.（1）～（2）（略） （3）増額またはゴール追加を行うには、増額運用開始日またはゴール追加時運用開始日から起算して5営業日前までに当社で処理が完了する必要があります。（略）そのため、お客様は、増額運用開始日またはゴール追加時運用開始日から起算して4営業
---	---

業日前までに証券取引口座に増額分またはゴール追加分の金額を入金しなければなりません。残高不足により振替えが行われなかった場合、増額またはゴール追加は行われません。(略)

(4) ~ (6) 略

第15条 (報酬等)

(1) (略)

(2) 当契約締結時およびゴール追加時

ア. ~ イ. (略)

ウ. 計算方法

(計算式)

以下の a. に b. を加えた金額となります。

$$\begin{aligned} & \left(\begin{array}{c} \text{ゴール} \\ \text{契約} \\ \text{金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{投資一任} \\ \text{報酬率} \\ \text{(税抜)} \end{array} \right) \\ & \times \left(\begin{array}{c} \text{「初回運用開始日または} \\ \text{ゴール追加時運用開始日」} \\ \text{から「初回運用開始日または} \\ \text{ゴール追加時運用開始日」以降} \\ \text{最初の四半期末日までの日数} \\ \\ 365 \end{array} \right) \\ & \text{b.} \quad \text{a.} \times \text{消費税} \end{aligned}$$

ゴール契約金額(※)にア. に記載の料率(税抜)を掛け、さらに当該計算期間に含まれる日数(休業日を含み、2月29日は含みません。)を乗じたものを365で除して計算した金額に、消費税率を乗じて得た金額を加算することで算出します。

(※) 米ドル建ファンドラップについては、初回運用開始日またはゴール追加時運用開始日の前営業日における当社が定める米ドル/円の為替レートで円換算した金額とします。

エ. (略)

(3) ゴール契約金額の増額時

ア. ~ イ. (略)

業日前までに証券取引口座に増額分またはゴール追加分の金額を入金しなければならず、期日までに入金がなかった場合には増額またはゴール追加は行われません。(略)

(4) ~ (6) 略

第15条 (報酬等)

(1) (略)

(2) 当契約締結時およびゴール追加時

ア. ~ イ. (略)

ウ. 計算方法

(計算式)

以下の a. に b. を加えた金額となります。

$$\begin{aligned} & \left(\begin{array}{c} \text{ゴール} \\ \text{契約} \\ \text{金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{投資一任} \\ \text{報酬率} \\ \text{(税抜)} \end{array} \right) \\ & \times \left(\begin{array}{c} \text{「初回運用開始日または} \\ \text{ゴール追加時運用開始日」} \\ \text{から「初回運用開始日または} \\ \text{ゴール追加時運用開始日」以降} \\ \text{最初の四半期末日までの日数} \\ \\ 365 \end{array} \right) \\ & \text{b.} \quad \text{a.} \times \text{消費税} \end{aligned}$$

ゴール契約金額(※)にア. に記載の料率(税抜)を掛け、さらに当該計算期間に含まれる日数(休業日を含み、2月29日は含みません。)を乗じたものを365で除して計算した金額に、消費税率を乗じて得た金額を加算することで算出します。

(※) 初回運用開始日およびゴール追加時運用開始日が月初第1営業日であり、初回運用開始日およびゴール追加時運用開始日の前月末にダイワ MRF から分配金が支払われる場合には、計算式 a. のゴール契約金額にダイワ MRF の分配金分を加算し投資一任報酬を計算します。

米ドル建ファンドラップについては、初回運用開始日またはゴール追加時運用開始日の前営業日における当社が定める米ドル/円の為替レートで円換算した金額とします。

エ. (略)

(3) ゴール契約金額の増額時

ア. ~ イ. (略)

ウ. 計算方法 (計算式) 以下の a. に b. を加えた金額から、c. に d. を加えた金額を減じた金額となります。 $a. \left(\begin{array}{c} \text{増額分} \\ + \\ \text{増額時の} \\ \text{残高基準日の} \\ \text{時価評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{投資一任} \\ \text{報酬率} \\ \text{(税抜)} \end{array} \right)$ $\times \left(\frac{\text{増額運用開始日から} \\ \text{四半期末日までの日数}}{365} \right)$ b. a. × 消費税 $c. \left(\begin{array}{c} \text{当該四半期の} \\ \text{既払い} \\ \text{投資一任報酬} \\ \text{(税抜)} \end{array} \right) \times \left(\frac{\text{増額運用開始日から} \\ \text{四半期末日までの日数}}{\text{当該四半期の日数}} \right)$ d. c. × 消費税 a. ～b. (略) c. 増額運用開始日の属する四半期に係る既払いの投資一任報酬(税抜)にイ.の計算期間に含まれる日数を乗じ、当該四半期の日数で除した金額を算出します。 d. ～e. (略) エ. (略) (4) ～ (5) (略)	ウ. 計算方法 (計算式) 以下の a. に b. を加えた金額から、c. に d. を加えた金額を減じた金額となります。 $a. \left(\begin{array}{c} \text{増額分} \\ + \\ \text{増額時の} \\ \text{残高基準日の} \\ \text{時価評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{投資一任} \\ \text{報酬率} \\ \text{(税抜)} \end{array} \right)$ $\times \left(\frac{\text{増額運用開始日から} \\ \text{四半期末日までの日数}}{365} \right)$ b. a. × 消費税 $c. \left(\begin{array}{c} \text{当該四半期の} \\ \text{既払い} \\ \text{投資一任報酬} \\ \text{(税抜)} \end{array} \right) \times \left(\frac{\text{増額運用開始日から} \\ \text{四半期末日までの日数}}{\text{当該四半期の日数}} \right)$ d. c. × 消費税 a. ～b. (略) c. 増額運用開始日の属する四半期に係る既払いの投資一任報酬(税抜)にイ.の計算期間に含まれる日数を乗じ、当該四半期の日数で除した金額を算出します。<u>なお、当該増額運用開始日の属する四半期において複数回の増額が行われている場合(積立サービスによる増額も含みます。)には、直前において計算された a. の金額に、計算対象となる増額にかかる増額運用開始日から四半期末日までの日数を乗じ、直前の増額運用開始日から四半期末日までの日数を除した金額となります。</u> d. ～e. (略) エ. (略) (4) ～ (5) (略)
---	--

2 変更日

2026 年 7 月 27 日

3 その他

今回の変更についてご異議がある場合は、弊社でお取引いただいている各営業部支店・営業所へご連絡ください。

以上